

1 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の概要

- 市は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。
- 従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

従うべき基準

- ・放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上（うち一人を除き、補助員が代替可）
- ・放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したもの（第10条第3項）
①保育士②社会福祉士③教諭④児童福祉事業従事者（2年以上）⑤大学の社会福祉学等修了卒業者等
⑥放課後児童健全育成事業の類似事業従事者（2年以上）⑦放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）
- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等に従事し、支援に支障がない場合は兼務可）
（第10条第5項）

参酌すべき基準（主なもの）

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上
（第9条第2項）
- ・一の支援の単位を構成する児童数（集団の規模）は、おおむね40人以下
（第10条第4項）
- ・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間等は8時間以上
（第18条第1項）
- ・開所日数は原則1年につき250日以上
（第18条第2項）

放課後児童クラブ基準について

2 「従うべき基準」の参酌化にいたる背景

- 「従うべき基準」が特に多い福祉分野について、地方自治確立対策協議会（地方六団体）で支障事例調査を実施し、放課後児童クラブに関して217団体が「支障ある」と回答
- 68%の都道府県、45%の市区町村が放課後子ども総合プランの定める平成31年度末までに待機児童解消がなされない懸念
- 平成31年度末までに1万5千人以上の放課後児童支援員を新たに確保することが必要
- 396市区町村（23.7%）が、平成31年度末までの支援員資格研修受講の経過措置期間内に全ての支援員が受講することは困難と判断
- 小規模の支援単位（19人以下）のクラブのみの市区町村では、6割以上が支援員1人での運営が可能と認識

「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直し（児童福祉法改正）

- ・「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準」について、厚生労働省令で定める基準を参酌しつつ、条例で定めることができるようにする（児童福祉法第34条の8の2第2項）
- ・これにより、事業の質を担保した上で、地域の実情に応じた運営が可能となる（施行日：2020年4月1日）

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数

国で一律に定める「従うべき基準」



地域の実情に応じ、市町村が条例で定めることが可能な「参酌すべき基準」に

3 検討の方向性

- ・放課後児童クラブの統廃合を検討
- ・「従うべき基準」の参酌化に伴い、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ、各クラブの実情を踏まえた職員の配置基準の見直しや研修受講要件の緩和（条例改正）を検討